

広島県農地中間管理事業に係る賃借料の取扱いについて

平成 27 年 10 月 22 日 制 定
平成 29 年 2 月 15 日 一部改正
平成 30 年 5 月 31 日 一部改正
令和 2 年 4 月 1 日 一部改正

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（以下「財団」という。）が行う農地中間管理事業の農用地利用配分計画及び農用地利用集積計画（一括方式）に係る賃借料の請求等については次のとおり取り扱うこととする。

第 1 賃料の請求

1 支払の請求等

（1）財団は、支払期日が経過しても支払がない場合、債務者に対し事務処理要領第 13 の 3（様式第 7 - 2 号）により再請求を行う。

（2）支払い遅延の確認

財団は、再請求の期日に支払いがない場合、債務者から債務確認書（様式第 1 号）の提出を求めるものとする。

2 文書による督促

財団は、再請求による支払いがない場合は、督促状（様式第 2 号）を配達証明により通知するものとする。

なお、督促状においては、財団の指定する口座に債務者自ら振込みを行うものとし、振込みにかかる手数料は債務者が負担するものとする。

また、督促を行った旨を関係市町及び農業委員会並びに県に通知する。

3 催告

財団は、2 の督促にもかかわらず、なお賃借料その他の債務の支払がない場合には、債務者に対し「契約を解除する」旨を記載した催告書（様式第 3 号）を内容証明郵便で送付する。

その場合、解除の意思表示が借受者に到達した日から 30 日を経過した日から賃借権の設定等は終了するものとする。

4 法的保全及び法的回収措置

財団は、3 による催告を行ってもなお債務者が支払いに応じない場合は、強制執行その他の法的保全措置又は法的回収措置を講ずるものとする。

5 遅延損害金

財団は、次により遅延損害金の請求を行う。

(1) 債権者は支払期日までに債務者が支払うべき金額の全部又は一部を支払わないときは、次に掲げるところにより遅延損害金を債務者に請求する。

ア 遅延損害金の計算 賃借料に対し年3パーセント

イ 計算期間 支払期日の翌日から支払の日までの期間

(2) 遅延損害金の請求はその金額が1,000円以上となった場合行うものとし、請求する場合1,000円未満は切り捨てる。

(3) 遅延損害金の計算においては、100円単位とし、端数は切り捨て計算を行う。

(4) 事務処理上の行き違いから、支払い請求の遅延、送付漏れ等の事故が生じ、そのために債務者が支払期日後に支払うこととなった場合は、遅延損害金を算定しないものとする。

6 弁済の充当順序

(1) 債務者から債務の全額を弁済するに足りない金額の支払があった場合において、その支払が同一弁済期に係るものであるときは、その金額を遅延損害金、賃借料の順で充当する。

(2) (1)の支払があった場合において、その支払が二以上の弁済期に係るものであるときは、弁済期の到来の順に(1)の規定を適用する。

第2 賃料の支払

財団は、期日までに口座振込を行うこととするが、振込口座の名義人が亡くなるなどの場合、口座が凍結され振込不能となるため、農業委員会等の協力を得て、その土地の相続者を探す。(様式第4号)

財団は、農業委員会の情報により新たな貸付者となったものに対して、事務処理要領第14により「農用地等の所有権移転の申出書」、「個人情報取扱同意書」及び「口座振替依頼書」の提出を求める。(様式第5号)

相続者の確定に時間を要したり、相続者の受け取り拒否等、2月末日までに支払先が確知できない場合は供託の手続きをとる。

財団は供託所となる法務局へ申請を行い、同局の指導に基づき供託金を納入する。

供託を行ったときには、財団は相続者、市町及び農業委員会に対しその旨を通知する。(様式第6号)

特に相続者が確定している場合は、還付請求の方法等を併せて通知する。

なお、供託における借賃の消滅時効(権利を行使することができることを知った時から5年)により、取戻請求を行うものとする。

様式第1号

債務確認書

私は、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団に対して、令和 年 月 日を支払期限とする賃借料 円の支払義務があることを確認いたします。この弁済については、今後、誠意を持って支払います。

また、支払が滞った場合は合意解約に応じます。

令和 年 月 日

(債務者)

(住所)

(氏名等)

印

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長様

令和 年 月 日

(債務者)

(住所)

(氏名等)

様

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長

督促状

当財団は、貴方に対して令和 年 月 日を支払日とする賃借料 円の債権を有していますが、本日に至るも支払が履行されていません。

つきましては、本状到達後1週間以内にお支払いただくよう、本書面を持って御請求いたします。

期間内にお支払がない場合は、法的手段を執らざるを得ない場合もございますので、御承知おきください。

また、支払が遅れた場合は、遅延損害金が発生することもあります。

なお、本状と行き違いでお支払いいただいておりますときはあしからず御容赦ください。

令和 年 月 日

(債務者)

(住所)

(氏名等)

様

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団理事長 印

催告書

令和 年 月 日付けの農用地利用配分計画（農用地利用集積計画（一括方式））に基づく令和 年分の賃借料につきましては、既に令和 年 月 日付けで督促状によるお支払をお願いして参りましたが、本日に至るまで支払われていませんので、本催告書の到達後、 日以内にお支払ください。

なお、上記期間内にお支払がないときは、農地法第18条に基づき契約解除するとともに、請求金額及び遅延損害金につき強制執行等の法的手続きをとることとなりますので、あらかじめ御承知ください。

また、お支払請求金額については、 月 日から支払日までの延滞日数に応じて、所定の利率を乗じて計算した遅延損害金を加算した額としています。

1 請求金額 金 円也

2 支払期限 令和 年 月 日

3 支払先

様式第4号

令和 年 月 日

農業委員会事務局長 様

(一財) 広島県森林整備・農業振興財団理事長
(農地中間管理機構 農地管理課)

農地所有者の情報提供について (依頼)

農用地利用集積計画に基づき農地中間管理権のある次の農地の賃料の支払ができない状況にあります。

ついては、この土地所有者の情報提供をお願いします。

土地の所在地	地目	面積 (㎡)	農地所有者	備考

担当

電話 082-541-6192

令和 年 月 日

(農地所有者) 様

(一財) 広島県森林整備・農業振興財団理事長
〔 〒730-0051 広島市中区大手町 4-2-16 〕
農地中間管理機構 農地管理課

農用地利用集積計画の修正等について (通知)

次の農地について、農用地利用集積計画に基づき農地中間管理機構が借受・転貸しています。この農地に係る賃借料を申込みのあった口座に振込依頼したところ、金融機関から振り込むことのできない旨の通知を受けたため、関係農業委員会の協力を得て貴方がこの農地の新たな所有者である旨、情報を得ました。

ついては、この農地の賃料を支払いたいのので、早急に別添の資料に必要事項を記入の上提出をお願いします。

なお、相続者が複数名おられる場合は、その関係者と協議の上提出をお願いします。

また、必要書類の提出をいただけない場合は供託することがありますのであらかじめ御了承ください。

(必要に応じて農用地利用集積計画の写しを添付)

土地の所在地	地目	面積 (㎡)	農地所有者	備考

※提出書類

農用地等の所有権移転の申出書 (様式第 9-11 号)

個人情報の取扱同意書 (様式第 9-12 号)

口座振込依頼書 (様式第 5-6 号)

担当

電話 082-541-6192

様式第6号

令和 年 月 日

市 町 長 様
農 業 委 員 会 長 様

(一財) 広島県森林整備・農業振興財団理事長
〒730-0051 広島市中区大手町4-2-16
農地中間管理機構 農地管理課

賃借料の供託について（通知）

令和 年度分の農地賃借料について、貸付者の死亡により振込支払いができず相続者の探索に努めましたが、相続者の確知が出来なかったため、令和 年 月 日付けで法務局に賃借料相当額を供託しました。

- (1) 被相続人（貸付者）及び農地の状況
別途添付する農用地利用集積計画（写）のとおり
- (2) 供託した法務局
〇〇〇法務局
- (3) 供託額（賃借料相当額）
〇〇〇 円

※添付書類

供託書正本の写し

農用地利用集積計画の写し

担当

電話 082-541-6192